

ハートフル幕張指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

この規程は、株式会社ハートフルケアが開設する「ハートフル幕張」指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所名 ハートフル幕張
住所 千葉県千葉市花見川区花園3-5-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

1. 管理者(1人・介護支援専門員との兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員(1人以上) :利用者の数が、35件(その他に介護予防支援業務が8件)を超える毎に1人の増員を行う。
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
3. 事務員(1人以上)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。(12/29~1/3を除く)
2. 営業時間 9:00から18:00までとする。
3. 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

1. 相談場所 ハートフル幕張相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
2. 課題分析表の種類 居宅サービス ガイドライン
3. サービス担当者会議開催場所 ハートフル幕張相談室
4. 居宅訪問の頻度 月1回以上
5. モニタリングの結果記録 月1回

(利用料)

1. 指定居宅介護支援を提供した利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 事業実施地域外に、訪問・出張する必要がある場合。
公共交通機関・・・実費、自動車・・・1km/20円にて算出する。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は千葉市花見川区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

1. 事業者は、従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回以上
2. 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。
4. 従業者に対しては、年1回健康診断を受診させる事とする。
5. お客様及び、身元保証人の方は前日までに施設長に申し出る事により、施設内において事業計画、財務諸表を閲覧する事が出来る。
6. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止)

1. 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
2. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

利用者又はその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てる事ができます。尚、当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

担当者 熊本 史絵 電話 043-350-5011 FAX 043-350-5003

施行日 平成22年9月1日

改訂日 令和4年7月1日